

基礎年金財源における政府負担の確実な実現を求める意見書

2004年年金改正は、基礎年金における国庫負担割合を3分の1から2分の1へ引き上げることと決定し、2004年度から着手し、2009年度までに完了するとした。その財源とも称して定率減税（所得税と個人住民税合わせて3兆3,000億円）は既に廃止されている。

国庫負担を2分の1にするための財源は約2兆3,000億円とされているが、来年度予算編成における厚労省の概算要求では財源のめどがつかないとして盛り込まれなかった。本年末に、2009年度は暫定的に2分の1国庫負担という政府方針はあるが、その後の措置は不透明である。

この問題は2000年の年金改正以来の課題であり、100年間を見通して社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保策として、2004年改正の目玉になったもので、「国庫負担割合の達成はできませんでした」では済まないものである。

他方、必要財源額は消費税のほぼ1%に当たることから、消費税増税の動きも見られる。しかし、国民は既に定率減税廃止という負担をしているのであって、仮にそれで財源が不足しているとするのなら、定率減税を導入した時に行われた法人税率引き下げを元に戻し、その後の証券税制の時限立法を即時やめるべきである。

よって、本市議会は、政府に対し、年金制度の安定と信頼を築くべく、下記事項について強く求めるものである。

記

- 1 基礎年金に対する国庫負担割合を2009年度以降についても2分の1とすること。
- 2 その際、消費税の増税で対応しないこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年12月22日

三鷹市議会議長 石 井 良 司